

資料用語集

| | |
|-------------|--|
| 【あ】行 | |
| アクセス | 接近すること。また、近づく手段。 |
| イノベーション圏 | 中部圏広域地方計画で定義しており、『中部圏はさまざまな価値を創造するものづくりの中核圏域として、「世界をリードする産業・技術のイノベーション圏」』としている。 |
| NPO | Non Profit Organization の略で、民間非営利組織のこと。非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称。 |
| 尾張都市計画区域 | 都市計画区域は、都市計画を策定する場というべきもので、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲であり、自然的、社会的条件等を勘案して一体の都市として総合的に整備、開発又は保全する必要のある区域について愛知県が指定している。尾張都市計画区域とは、一宮市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、大口町及び扶桑町による都市計画区域。 |
| 【か】行 | |
| 建築協定 | 建築基準法第 69 条などに定義される建築協定を指し、一般に地権者間、あるいは地権者と建設業者等の間でかわされる建築に関する協定のことである |
| コーホート要因法 | コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸に人口の変化を捉える方法。 |
| 国勢調査 | 国勢調査は、ある時点における人口及び、その性別や年齢、配偶の関係、就業の状態や世帯の構成といった「人口及び世帯」に関する各種属性のデータを調べる「全数調査」。 |
| コミュニティ | 地域社会。共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。 |
| コミュニティバス | 大口町が住民の移動手段を確保するために運行する路線バス。 |
| 【さ】行 | |
| 市街化区域 | 都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域および概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画法第 7 条第 2 項に基づいて計画決定された区域。また、「市街化区域」と「市街化調整区域」を総称して区域区分ともいう。 |
| 市街化調整区域 | 都市計画区域内で、市街化区域に対して市街化を抑制する区域として、都市計画法第 7 条第 3 項に基づいて計画決定された区域。 |
| 市街地整備事業 | 市街地整備事業とは、安全・安心で快適な、魅力と活力あふれる市街地の整備や都市の再生や再構築を行う事業で、「土地区画整理事業」や「市街地再開発事業」などといった事業手法がある。 |
| 少子高齢社会 | 出生率の低下により子供の数が減ると同時に、平均寿命の伸びとも重なり、人口全体に占める子供の割合が減り、65 歳以上の高齢者の割合が高まることをいう。また、一般的には、高齢化率によって、「高齢化社会は高齢化率 7～14%」、「高齢社会は高齢化率 14～21%」、「超高齢社会は高齢化率 21%以上」に分類される。 |

大口町都市計画マスタープラン

| | |
|---------------|---|
| 【さ】行 | |
| 親水空間 | 水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることができる場所。 |
| 総合計画 | 総合計画は地方自治法第2条第4項「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」を根拠に策定する自治体の全ての計画の基本となる計画。 |
| ゾーニング | 利用時様態などをいくつかのまとまりに分割すること。 |
| 【た】行 | |
| 大規模集客施設 | 床面積 10,000 m ² 超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等。 |
| 地域高規格道路 | 高規格幹線道路(全国的な自動車高速交通網を形成する自動車専用道路)と一体となって自動車による高速交通網を形成する自動車専用道路、もしくは同様の規格を有する道路のこと。地域発展の中心となる拠点を連結する、地域の交流や連携を促進するなどの機能を有する道路。 |
| 地区計画制度 | 都市計画法第12条の4第1項第1号で定められており、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園等の施設の配置や、建築物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画。 |
| DID 地区 | Densely Inhabited District の略で、人口集中地区のこと。原則、国勢調査において、人口密度が40人/ha以上の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる統計地域。 |
| 低炭素社会 | 二酸化炭素の排出が少ない社会。 |
| 低・未利用地 | 市街化区域内の農地や青空駐車場、空き地など。 |
| 道路交通センサス | 道路交通センサスは、全国の道路と道路利用の実態を捉え、将来の道路整備の方向を明らかにするため、全国の道路状況、交通量、旅行速度、自動車運行の出発地・目的地、運行目的等の調査で、国土交通省がおおむね5年ごとに行う調査。 |
| 都市機能 | 商業、行政、保健・医療・福祉、文化などのサービスを提供する機能のこと。 |
| 都市基盤（整備） | 道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの都市施設や学校、病院、公園などの公共施設といった、町民の生活や産業活動を支える施設。（を整えること。） |
| 都市計画基礎調査 | 都市計画基礎調査とは、都市計画法第6条の「都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他の事項に関する現況、および将来の見通しについての調査を行うものとする」で定められた定期調査で、地方自治体がおおむね5年ごとに行う調査。 |
| 都市計画区域マスタープラン | 平成12年5月に都市計画法の改正が行われた際に、第6条の2に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として登場。長期的な視点から住民に「都市の将来像」を示すとともに、市町村を超えた広域的な視点から、都市計画の目標や広域的、根幹的施設等主要な都市計画の決定の方針を示すもの。 |
| 都市計画道路 | 都市計画法第11条に基づき計画された道路。 |

| | |
|-------------|---|
| 【た】行 | |
| 都市公園 | 都市公園は、広義の公園又は緑地をいい、都市計画法第 11 条に基づき計画された公園等を都市計画公園という。 |
| 土地区画整理事業 | 宅地の利用増進と公共施設の整備改善を図るため、土地の区画形質の変更、公共施設の新設、変更を同時に行い、健全な市街地を形成する事業である。減歩と換地の制度により、公園、街路等の公共施設用地を生み出すところに大きな特色がある。 |
| 【な】行 | |
| ネットワーク | 個々のつながり。網。 |
| 農家数 | <p>専業農家とは、全収入を農業収入のみに頼っており、世帯員中に農業以外に就業している兼業従事者のいない農家。</p> <p>第 1 種兼業農家とは、農業以外の仕事（会社勤めなど）で収入を得ている農家のうち、農業での収入が、全収入の 50%以上の農家で、世帯員中に 1 人以上の兼業従事者がいる農家。</p> <p>第 2 種兼業農家とは、農業以外の仕事（会社勤めなど）で収入を得ている農家のうち、農業での収入が、全収入の 50%以下の農家で、世帯員中に 1 人以上の兼業従事者がいる農家。</p> <p>主副業別農家等とは、主業農家の農業収入より農業以外収入が多く、かつ 65 歳未満の農業従事 60 日以上の方がいる農家と、副業的農家の 65 歳未満の農業従事 60 日以上の方がいない農家をいう。</p> |
| 農業振興地域 | 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づいて都道府県知事が定める、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域。 |
| 農地転用 | 農地を宅地などほかの用途に転換すること。農地法では、転用または転用を目的とした権利の設定・移転に対して規制を設けており、愛知県知事の許可が必要。農地の種類によって農地転用の基準があり、また、種類によって転用の難易度が異なる。 |
| 農林業センサス | 農林業センサスは我が国農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、5 年ごとに行う調査。 |
| 【は】行 | |
| パーソントリップ調査 | パーソントリップ調査は、一定の調査対象地域内において「人の動き」（パーソントリップ）を調べるもので、交通に関する実態調査としては最も基本的な調査の一つ。 |
| バリアフリー | 段差や仕切りをなくす等高齢者や障害者が日常生活をおくる上で不便なしょうがいとなっていること（バリア）を除去（フリー）し、全ての人々が安心して暮らせる環境をつくること。 |
| フレーム | 枠、骨組み。 |
| 【ま】行 | |
| 名濃道路 | 愛知県名古屋市の名古屋第二環状自動車道（旧東名阪自動車道）楠 JCT から岐阜県美濃加茂市に計画された地域高規格道路（自動車専用道路）。 |

大口町都市計画マスタープラン

| | |
|-------------|---|
| 【や】行 | |
| ユニバーサルデザイン | ユニバーサル(普遍的な、全体という言葉)が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味する。 |
| 用途地域 | 都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、住居系が7種類、商業系が2種類、工業系が3種類の合計12種類がある。 |
| 【ら】行 | |
| リサイクル | 資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃物を再生して利用すること。 |